

## 株主総会の決議の瑕疵について

当社は6月末に株主総会を開き、利益処分案等について決議をしましたが、その際、総務部長が議長を務め、代表取締役社長は議長の議事進行に従って議案の説明等を行いました。ところが、その後当社の定款を確認したところ、株主総会の議長は代表取締役社長が務めるものとされており、結果的に定款に違反していたことが分かりました。

上記の株主総会決議は有効なのでしょうか。

### 1 株主総会の決議の瑕疵を争う訴えの種類

株主総会の決議の手續または内容に瑕疵がある場合の決議の効力について、会社法は、①決議不存在確認の訴え（会社法830条1項、以下「法」といいます）、②決議無効確認の訴え（法830条2項）、③決議取消しの訴え（法831条）という3種類の訴えを定めており、決議の瑕疵の重大さの程度により、提訴権者や提訴期間が異なるものとされています。

### 2 決議不存在の訴え

株主総会決議が法的には存在していないにもかかわらず、形式的に存在しているかのような事実があるときには、決議不存在確認の訴えが認められます（法830条1項）。

例えば、総会が開催された事実もないのに議事録があるときや（最判昭和45年7月9日、民集24巻7号755頁）、決議がないのに決議を前提とした商業登記がなされているときには（最判昭和38年8月8日、民集17巻6号823頁）、総会決議不存在確認の訴えが認められます。

また、これまでの判例上、取締役会の決議なしに代表取締役以外の取締役が株主総会を招集した場合（最判昭和45年8月20日、判時607号79頁）や、ごく一部の株主にしか招集通知がなされなかった場合（最判昭和33年10月3日、民集12巻14号3053頁）などにも、決議不存在確認の訴えが認められています。

この決議不存在確認の訴えについては、提訴権者や提訴期間に制限はなく、誰でも、いつでも、訴えを提起することができるうえ、訴えによらなくても当該決議の不存在を主張することができます。

決議不存在の訴えにかかる請求を認める判決が確定したときには、その確定判決は第三者に対してもその効力を有します（法838条、対世効）。

民事訴訟の判決は、当該訴訟の当事者に対してのみその効力を有するのが原則ですが、株式会社の決議は、その決議の有効性を前提として多数の利害関係が形成され、その決議の効力は多数の利害関係者にとって画一的に定められなければならないため、上記の対世効が認められているものです。

### 3 決議無効確認の訴え

株主平等原則に違反する決議など、株主総会の決議の内容が法令に違反するときには、決議の瑕疵は、決議無効確認の訴えの対象となります（法830条3項）。

ただし、決議を行った動機、目的に公序良俗違反等の違法があるにとどまる場合には、その決議は無効とはならないとされています（最判昭和35年1月12日、商事法務167号18）

決議無効確認の訴えについては、決議不存在確認の訴えと同様、提訴権者や提訴期間に制限はなく、誰でも、いつでも、訴えを提起することができるうえ、訴えによらなくても当該決議の無効を主張することができます。

決議無効確認の訴えにかかる請求を認める判決が確定したときには、その確定判決は第三者に対してもその効力を有します（法８３８条、対世効）。

#### 4 決議取消しの訴え

上記の決議不存在の訴え、決議無効確認の訴えの対象とならない場合でも、①株主総会の招集の手續または決議の方法が法令もしくは定款に違反し、または著しく不公正なとき、②株主総会の決議の内容が定款に違反するとき、または③株主総会の決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がされたときには、決議の瑕疵は、決議取消しの訴えの対象となります（法８３１条１項）。

決議取消しの訴えの提訴権者は、通常、株主、取締役または清算人であり、監査役設置会社においては監査役も提訴権者となります。

また、提訴期間は株主総会の決議の日から３ヶ月以内に限られます。

そして、上記の①～③の決議取消事由があった場合でも、決議取消しの訴えによらない限り、当該決議の無効を主張することができません。

更に、決議取消しの訴えが提起された場合において、株主総会の招集の手續または決議の方法が法令又は定款に違反するときであっても、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、請求を棄却することができます（裁量棄却、法８３１条２項）。

以上のように、決議取消しの訴えについて、提訴権者や提訴期間等が制限的なものとされているのは、その対象となる決議の瑕疵が重大なものでないため、むしろ当該決議の法的安定性が重視されることによります。

決議取消しの訴えにかかる請求を認める判決が確定したときは、当該決議は遡って無効となり、その確定判決は第三者に対してもその効力を有します（法８３８条、対世効）。

#### 5 濫訴防止のための規定

以上の株主総会の決議の瑕疵に関する訴えについては、株主などによる訴えの濫用を防止するため、会社法上いくつかの規定が設けられています。

まず、株主が決議不存在確認の訴え、決議無効確認の訴え、決議取消しの訴えを提起した場合、裁判所は、その者が取締役、監査役あるいは清算人である場合を除いて、被告である株式会社の申し立てにより、相当の担保をたてるべきことを命ずることができます（法８３６条１項）。ただし、被告である株式会社がこの担保提供の申し立てをするためには、原告である株主の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明する必要があります（法８３６条３項）。

また、決議不存在確認の訴え、決議無効確認の訴え、決議取消しの訴えを提起した原告が敗訴した場合において、原告に悪意または重大な過失があったときは、原告は、被告である株式会社に対し、連帯して損害を賠償する責任を負います（法８４６条）。

#### 6 本件の場合

本件の場合、定款には議長は代表取締役社長が務めるものと規定されているところ、実際は総務部長が務めたというものです。これは、株主総会の不存在とはいえませんし、

決議の内容が法令に違反するものでもなく、決議不存在確認の訴えあるいは決議無効確認の訴えの対象となるものではありませんが、株主総会の決議の方法が定款に違反するものとして決議取消事由に当たるものと考えられます。

よって、本件の決議は直ちに効力がないというのではなく、株主総会の決議の日から3ヶ月以内に提訴権者から決議取消しの訴えが提起されなければ、確定的に有効なものとなると判断してよいでしょう。

また、本件の決議について決議取消しの訴えが提起された場合でも、総会当日の議事運営に特に問題がなければ、定款に違反するものであってもその違反の事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものとして裁量棄却がなされる可能性があるものと思われます。